都市計画道路

番　号	路　線　名　称	延長(m)	車線数	摘要（構成幅員m）
1・3・1	東 根 村 山 線	7,890	4	23.5
3・2・1	羽 入 大 森 線	6,250	4	30	31.5・25・22
3・2・2	山形空港前通り線	1,390	4	30
3・3・1	天童東根村山線	8,460	4	23.5
3・4・1	長 瀞 神 町 線	8,130	2	16	30・12
3・4・2	東 根 駅 前 通 線	1,620	2	16
3・4・3	宮 崎 西 道 線	3,930	2	16
3・4・4	神 町 若 木 線	2,100	2	16	18
3・4・5	一 本 木 神 町 線	2,830	2	18	16
3・4・6	神 町 駅 前 通 線	840	2	16
3・4・7	若 木 本 郷 線	6,130	2	16	30
3・4・8	長 谷 平 林 線	1,570	2	16	36・18
3・4・9	大 林 一 本 木 線	940	2	16
3・4・10	平 林 一 本 木 線	1,450	2	16	20・18
3・4・11	大林中央通り線	1,010	2	18
3・4・12	一本木駅前通り線	1,040	2	20	30駅前広場約4,400㎡
3・4・13	神 町 中 通 り 線	750	2	18
3・4・14	一 本 木 南 線	850	2	18
3・5・1	豆 田 平 林 線	1,600	2	12
3・5・2	楯 岡 東 根 線	4,500	2	12	16
3・5・3	平 林 原 方 線	840	2	12
3・5・4	四ツヤ小林線	740	2	12
7・5・1	一本木中通り線	1,290	2	12
（山形広域都市計画道路）				
1・3・1	上 山 東 根 線	36,300	4	23.5	東根市分約1,360m

都市計画公園

番　号	名　称	計画面積(ha)	摘　要
5・6・1	大 森 山 公 園	64.6	総合公園
4・4・1	若 木 山 公 園	6.7	地区公園
4・5・2	堂 ノ 前 公 園	15.1	〃
2・2・1	中 央 公 園	0.20	街区公園
2・2・2	鷲 の 森 公 園	0.18	〃
2・2・3	宮 崎 公 園	0.31	〃
2・2・4	下 川 原 公 園	0.35	〃
2・2・5	本郷第一公園	0.31	〃
2・2・6	本郷第二公園	0.21	〃
2・2・7	さ く ら 公 園	0.16	〃
2・2・8	ま つ 公 園	0.28	〃
2・2・9	か つ ら 公 園	0.20	〃
2・2・10	も み じ 公 園	0.26	〃
2・2・11	け や き 公 園	0.20	〃
2・2・12	さくらんぼ公園	0.12	〃
2・2・13	み ず き 公 園	0.23	〃
2・2・14	か え で 公 園	0.22	〃
2・2・15	つ ば き 公 園	0.22	〃
2・2・16	みのりの樹公園	0.38	〃
2・2・17	や す らぎ 公 園	0.29	〃
2・2・18	ふれあい公園	0.28	〃
3・2・1	ま な び あ 公 園	0.97	近隣公園
都 市 計 画 緑 地			
1	大 森 緑 地	9.1	緩衝緑地
2	東根市民の広場	1.1	都市緑地

地 区 計 画

一本木地区地区計画

地区の区分		商業業務地区	近隣商業業務地区	沿道業務地区	1 種住居地区	2 種住居地区	準住居地区
地区の区分	区分の名称	商業業務地区	近隣商業業務地区	沿道業務地区	1 種住居地区	2 種住居地区	準住居地区
	区分の面積	約5.9ha	約10.2ha	約9.2ha	約8.2ha	約11.9ha	約9.6ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	（建築できないもの） ① 自動車教習所 ② 畜舎 ③ ゴルフ練習場 ④ 倉庫（ただし、併設の商品置場は除く。） ⑤ 工場（ただし、自動車修理工場及び作業場の床面積が50㎡を超えないパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店その他これらに類するものを除く。） ⑥ 都市計画道路一本木駅前通り線及び若木本郷線に面する建築物の1階部分を専用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（ただし、土地区画整理事業において、家屋移転した土地は、この規定によらないものとする。）	（建築できないもの） ① 自動車教習所 ② 畜舎 ③ ゴルフ練習場 ④ 倉庫（ただし、併設の商品置場は除く。） ⑤ 工場（ただし、自動車修理工場及び作業場の床面積が50㎡を超えないパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店その他これらに類するものを除く。） ⑥ 都市計画道路平林一本木線の境界から50m以内のパチンコ屋、麻雀屋、射的場、馬券・車券発売所その他これらに類するもの ⑦ 都市計画道路一本木駅前通り線の1階部分を専用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（ただし、土地区画整理事業において、家屋移転した土地は、この規定によらないものとする。）	（建築できないもの） ① 自動車教習所 ② 畜舎 ③ ゴルフ練習場 ④ 工場（建築基準法別表第2(ろ)項第3号に掲げる工場） ⑤ 都市計画道路羽入大森線に面する建築物の専用住宅（ただし、土地区画整理事業において、家屋移転した土地は、この規定によらないものとする。）	（建築できないもの） ① 自動車教習所 ② 畜舎 ③ ゴルフ練習場、バッティング練習場、ボウリング場、水泳場、スケート場、その他運動施設 ④ 工場（ただし、作業場の床面積が50㎡を超えないパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、その他これらに類するものを除く。） ⑤ ホテル、旅館 ⑥ 飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑦ 洗車施設（ただし、都市計画道路大林一本木線に面するものは除く。） ⑧ 火薬、石油類、ガス（建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物）の貯蔵目的の施設 ⑨ 店舗・事務所の床面積が500㎡を超えるもの（ただし、都市計画道路大林一本木線に面するものは除く。）	（建築できないもの） ① 自動車教習所 ② 畜舎 ③ ゴルフ練習場、バッティング練習場、ボウリング場、水泳場、スケート場、その他運動施設 ④ 工場（ただし、作業場の床面積が50㎡を超えないパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店その他これらに類するものを除く。） ⑤ カラオケボックスその他これらに類するもの ⑥ パチンコ屋、麻雀屋、射的場、馬券・車券発売所その他これらに類するもの ⑦ 工場（ただし、作業場の床面積が50㎡を超えないパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店その他これらに類するものを除く。） ⑧ 飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑨ 洗車施設（ただし、都市計画道路大林一本木線に面するものは除く。） ⑩ 火薬、石油類、ガス（建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物）の貯蔵目的の施設	（建築できないもの） ① 自動車教習所 ② 畜舎 ③ ゴルフ練習場、バッティング練習場、ボウリング場、水泳場、スケート場、その他運動施設 ④ カラオケボックスその他これらに類するもの ⑤ パチンコ屋、麻雀屋、射的場、馬券・車券発売所その他これらに類するもの ⑥ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ⑦ キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ⑧ 工場（建築基準法別表第2(と)項第2号及び3号並びに(ち)項第3号に掲げる建築物） ⑨ 賃貸及び給与住宅等を目的とする共同住宅・長屋及び寄宿舎 ⑩ ホテル、旅館 ⑪ 飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑫ 洗車施設 ⑬ 火薬、石油類、ガスの貯蔵又は処理目的の施設（ただし、1街区の1号及び9街区の2号は除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、250㎡以上でなければならない。 ただし、次に掲げるものはこの限りではない。 ① 本地区計画に係る都市計画決定時において、現に建築物の敷地として使用されている土地。 ② 仮換地指定された土地でこの規定に適合しないもの。 ③ 警察官派出所、公衆便所、その他これらに類する建築物で公益上必要なもの。			建築物の敷地面積は、200㎡以上でなければならない。 ただし、次に掲げるものはこの限りではない。 ① 本地区計画に係る都市計画決定時において、現に建築物の敷地として使用されている土地。 ② 仮換地指定された土地でこの規定に適合しないもの。 ③ 警察官派出所、公衆便所、その他これらに類する建築物で公益上必要なもの。		
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 ① 軒高2.3m以下の車庫物置、その他これに類するもの（道路境界線までの距離は0.5m以上にすることができる。） ② 道路の隅切りに面する部分（道路境界線までの距離は1.0m以上にすることができる。） ③ 床面積に算入されない出窓 ④ 仮換地指定時において、既に建っている建築物でこの規定に適合しないもの ⑤ 土地区画整理事業において、家屋移転をした建築物でこの規定に適合しないもの ⑥ 敷地面積が、330㎡未満のもの（隣地境界線までの距離を1.0m以上にすることができる。） ⑦ 敷地面積が、330㎡未満のもの（隣地境界線までの距離を1.0m以上にすることができる。）			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1.5m以上とする。 ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 ① 軒高2.3m以下の車庫物置、その他これに類するもの（道路境界線までの距離は1.0m以上、隣地境界線までの距離は0.5m以上にすることができる。） ② 道路の隅切りに面する部分（道路境界線までの距離は1.0m以上にすることができる。） ③ 床面積に算入されない出窓 ④ 仮換地指定時において、既に建っている建築物でこの規定に適合しないもの ⑤ 土地区画整理事業において、家屋移転をした建築物でこの規定に適合しないもの ⑥ 敷地面積が、330㎡未満のもの（隣地境界線までの距離を1.0m以上にすることができる。） ⑦ 敷地の奥行きが15m未満のもの（道路境界線までの距離を1.0m以上にすることができる。）	
	建築物等の形態又は意匠の制限	① 本地区内にある施設以外の施設のための広告塔、広告板及び案内板等は設置することができない。ただし、公共的なものについてはこの限りでない。 ② 建築物の屋根の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着きのある色調とする。 ③ 建築物の壁面の色彩は、彩度6以下の色彩（白・薄茶等）を基調とする。 ④ 過度な盛土や造成等による居住環境の悪化を防止するため、建築物の地盤面は敷地と接する前面道路の最低の高さより50m以下とする。ただし、傾斜勾配等の特別な事情がある場合には、建築物の地盤面は前面道路の最高の高さより15m以下とする。				
	垣又は柵の構造の制限	垣又は柵の構造はできるだけ生垣が花壇等による植栽の設置とし、フェンス・鉄柵・木柵等を設置する場合は透視可能にする。また、垣又は柵の高さは前面道路面から1.5m程度とし、基礎の高さは盛土面から20m以下とする。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 ① 前面道路の境界から1.5m以上離れた隣地境界部分。 ② 消防法第10条に係る危険物の貯蔵及び取扱いの施設。				

一本木南地区地区計画

地区の区分		1 種住居地区	沿道業務地区
地区の区分	地区の名称	1 種住居地区	沿道業務地区
	地区の面積	約4.4ha	約1.1ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	（建築できないもの） ① 自動車教習所 ② 畜舎 ③ ゴルフ練習場、バッティング練習場、ボウリング場、水泳場、スケート場、その他運動施設 ④ 工場（ただし、作業場の床面積が50㎡を超えないパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、その他これらに類するものを除く。） ⑤ 賃貸及び給与住宅等を目的とする共同住宅・長屋及び寄宿舎 ⑥ ホテル、旅館 ⑦ 飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑧ 洗車施設 ⑨ 火薬、石油類、ガスの貯蔵又は処理目的の施設 ⑩ 店舗・事務所の床面積が500㎡を超えるもの	（建築できないもの） ① 自動車教習所 ② 畜舎 ③ ゴルフ練習場、バッティング練習場、ボウリング場、水泳場、スケート場、その他運動施設 ④ カラオケボックスその他これらに類するもの ⑤ パチンコ屋、麻雀屋、射的場、馬券・車券発売所その他これらに類するもの ⑥ 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ⑦ キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ⑧ 工場（建築基準法別表第2(と)項第2号及び3号並びに(ち)項第3号に掲げる建築物） ⑨ 賃貸及び給与住宅等を目的とする共同住宅・長屋及び寄宿舎 ⑩ ホテル、旅館 ⑪ 飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑫ 洗車施設 ⑬ 火薬、石油類、ガスの貯蔵又は処理目的の施設（ただし、1街区の1号及び9街区の2号は除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、300㎡以上でなければならない。 ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 ① 警察官派出所、公衆便所、その他これらに類する建築物で公益上必要なもの。	
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1.5m以上とする。 ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 ① 軒高2.3m以下の車庫物置、その他これに類するもの（道路境界線までの距離は1.0m以上、隣地境界線までの距離は1.5m以上にすることができる。） ② 道路の隅切りに面する部分（道路境界線までの距離は1.0m以上にすることができる。） ③ 床面積に算入されない出窓	
	建築物等の形態又は意匠の制限	① 本地区内にある施設以外の施設のための広告塔、広告板及び案内板等は設置することができない。ただし、公共的なものについてはこの限りでない。 ② 建築物の屋根の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着きのある色調とする。 ③ 建築物の壁面の色彩は、彩度6以下の色彩（白・薄茶等）を基調とする。 ④ 過度な盛土や造成等による居住環境の悪化を防止するため、建築物の地盤面は敷地と接する前面道路の最低の高さより50m以下とする。ただし、傾斜勾配等の特別な事情がある場合には、建築物の地盤面は前面道路の最高の高さより15m以下とする。	
	垣又は柵の構造の制限	垣又は柵の構造はできるだけ生垣や花壇等による植栽の設置とし、フェンス・鉄柵・木柵等を設置する場合は透視可能にする。また、垣又は柵の高さは前面道路面から1.5m程度とし、基礎の高さは盛土面から20m以下とする。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 ① 前面道路の境界から1.5m以上離れた隣地境界部分。 ② 消防法第10条に係る危険物の貯蔵及び取扱いの施設。	

神町北部地区地区計画

地区の区分		第 1 種低層住居専用地区	第 1 種住居地区	第 2 種住居地区	準住居地区	準工業地区
地区の区分	区分の名称	第 1 種低層住居専用地区	第 1 種住居地区	第 2 種住居地区	準住居地区	準工業地区
	区分の面積	約10.0ha	約12.4ha	約8.4ha	約0.5ha	約0.4ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	（建築基準法第48条で定めるものに加え建築できないもの） ①建築基準法第48条のとおり	（建築基準法第48条で定めるものに加え建築できないもの） ①ゴルフ練習場、バッティング練習場、ボウリング場、水泳場、スケート場その他の運動施設 ②ホテル・旅館 ③カラオケボックスその他これに類するもの ④パチンコ屋、麻雀屋、射的場、馬券・車券発売所その他これらに類するもの ⑤自動車教習所 ⑥畜舎 ⑦工場 （ただし、作業場の床面積が50㎡を超えないパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店その他これらに類するものを除く。） ⑧ガソリンスタンドを含む危険物の貯蔵又は処理目的の施設 ⑨洗車施設 ⑩飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設	（建築基準法第48条で定めるものに加え建築できないもの） ①ゴルフ練習場、バッティング練習場、ボウリング場、水泳場、スケート場その他の運動施設 ②ホテル・旅館 ③カラオケボックスその他これに類するもの ④パチンコ屋、麻雀屋、射的場、馬券・車券発売所その他これらに類するもの ⑤劇場、映画館、演芸場、観覧場 ⑥自動車教習所 ⑦単独車庫(300㎡以下、2階以下のものは除く) ⑧倉庫業倉庫 ⑨畜舎 ⑩工場 （ただし、作業場の床面積が50㎡を超えないパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店その他これらに類するものを除く。） ⑪ガソリンスタンドを含む危険物の貯蔵又は処理目的の施設 ⑫洗車施設 ⑬飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設	（建築基準法第48条で定めるものに加え建築できないもの） ①ゴルフ練習場、バッティング練習場、ボウリング場、水泳場、スケート場その他の運動施設 ②ホテル・旅館 ③カラオケボックスその他これに類するもの ④パチンコ屋、麻雀屋、射的場、馬券・車券発売所その他これらに類するもの ⑤劇場、映画館、演芸場、観覧場 ⑥キャバレー、ダンスホール、個室付浴場ヌードスタジオ、ストリップ劇場等 ⑦自動車教習所 ⑧単独車庫(300㎡以下・2階以下のものは除く) ⑨倉庫業倉庫 ⑩畜舎 ⑪工場 （ただし、作業場の床面積が50㎡を超えないパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店その他これらに類するものを除く。） ⑫ガソリンスタンドを含む危険物の貯蔵又は処理目的の施設 ⑬洗車施設 ⑭飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、都市計画道路に面する宅地は250㎡、その他の宅地では200㎡以上でなければならない。 ただし、次に掲げるものはこの限りではない。 ①本地区計画に係る都市計画決定時において、現に建築物の敷地として使用されている土地 ②仮換地された土地でこの規定に適合しないもの。 ③警察官派出所、公衆便所、その他これらに類する建築物で公益上必要なもの。				
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（広告板等の柱を含む）の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1.5m以上とする。（※1） ただし、次号に掲げるものについてはこの限りではない。 ①軒高2.3m以下の車庫物置、その他これに類するものは、道路境界線までの距離は1.0m以上、隣地境界線までの距離は0.5m以上とすることができる。 ②道路の隅切りに面する部分の道路境界線までの距離は1.0m以上とすることができる。 ③床面積に算入されない出窓。 ④仮換地指定時において、既に建っている建築物で、この規定に適合しないもの。 ⑤土地区画整理事業において家屋移転したもので、この規定に適合しないもの。				
	建築物等の形態又は意匠の制限	①本地区内にある施設以外の施設のための広告塔、広告板及び案内板等は設置することができない。ただし、公共的なものについてはこの限りではない。 ②建築物の屋根の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着きのある色調とする。 ③建築物の壁面の色彩は、彩度6以下の色彩（白又は薄茶等）を基調とする。 ④過度な盛土や造成等による居住環境の悪化を防止するため、建築物の地盤面は敷地と接する前面道路の最低の高さよりも50m以下とする。 ただし、傾斜勾配等の特別な事情がある場合には、建築物の地盤面は前面道路の最高の高さより15m以下とする。				
	垣又は柵の構造の制限	垣又は柵の構造はできるだけ生垣や花壇等による植栽の設置とし、フェンス・鉄柵・木柵等を設置する場合は透視が可能なものとする。 また垣又は柵の高さは前面道路から1.5mまでを基本とし、基盤の高さは盛土面から20m以下とする。ただし、次に掲げるものはこの限りではない。 ①前面道路の境界から1.5m以上離れた隣地境界部分 ②消防法第10条に係る危険物の貯蔵及び取扱いの施設				

（※1：看板等の屋外広告物については、このほかに別途制限があり、県への申請が必要になります。詳しくは村山総合支庁北庁舎：建築総務課行政係　℡0237－47－8654、もしくは県のHPまで。）

地 域 地 区

用途地域内の建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限
建てられる用途
建てられない用途
①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり。

		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿														
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、当該ユニットの建築物の延べ床面積の2分の1未満のもの														非住宅部分の用途制限あり。
店舗等	店舗等の床面積が　150㎡以下のもの		①	②	③								④	① 日用品販売店舗、喫茶店、飲食店、理髪店、美容院、洗濯所、クリーニング店、写真現像及び焼き増しサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ただし、物品販売店舗、飲食店、理髪店、美容院、洗濯所、クリーニング店、写真現像及び焼き増しサービス業用店舗の2階以下。 ③ 3階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が　150㎡を超え、　500㎡以下のもの			②	③								④	
	店舗等の床面積が　500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③								④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの												④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの												④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの													
事務所等	事務所等の床面積が　150㎡以下のもの				▲									▲ 2階以下
	事務所等の床面積が　150㎡を超え、　500㎡以下のもの				▲									
	事務所等の床面積が　500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲									
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの													
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの													
遊興施設等	ホテル、旅館					▲								▲ 3,000㎡以下
	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等					▲								▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲			▲	▲		▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲				▲		▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場						▲							▲ 客席200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等									▲				▲ 個室付浴場等を除く。
公共施設・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校													
	大学、高等専門学校、専修学校等													
	図書館等													
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等													
	神社、寺院、教会等													
	病院													
	公衆浴場、診療所、保育所等													
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等													
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲											▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲								▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲							▲ 300㎡以下　2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③							① 600㎡以下　1階以下 ② 3,000㎡以下　2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫	※一団地の敷地内について別に制限あり。												
	畜舎（15㎡を超えるもの）					▲								▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下			▲	▲	▲								原動機の制限あり。▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	②			原動機・作業内容の制限あり。 作業場の床面積 ① 50㎡以下　② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②			
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場													
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場													
	自動車修理工場						①	①	②	③	③			作業場の床面積 ① 50㎡以下　② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり。
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設				①	②								① 1,500㎡以下　2階以下 ② 3,000㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が少ない施設													
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量がやや多い施設													
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が多い施設													
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。詳細は建築基準法をご確認ください。
（ダンスホールの取扱いについても、建築基準法をご確認ください。）
この情報は、平成28年4月1日現在のものです。